令和5年12月市議会定例会報告

令和5年12月6日から22日の17日間、令和5年12月定例会が行われました。

議案と補正予算については、特に問題となる事項はありませんでした。 次のとおり、一般質問を行いました。

○ 一般質問

質問1 社会教育と地域コミュニティについて

- (1) 社会教育とは
- (2) 地域コミュニティとは

ということで、役割や取り組みなどについて質問いたします。

(回答要旨)

(1) 社会教育とは

社会教育は、社会教育法において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる、組織的な教育活動」と定義されています。

人口減少や高齢化など、急速に社会情勢が変化し、多様な地域課題が顕在化する中、現在、社会教育には、地域住民一人ひとりの資質や能力を高める「人づくり」という従来の役割に加えて、住民同士の「つながりづくり」や、地域課題の解決や活性化のための「地域づくり」という役割が求められています。

こうした考えのもと、本市では、各地区のふれあいセンターを社会教育の活動 拠点に位置付けて、まちづくりサークルの活動や各種講座の開催等に取り組む ほか、社会教育を推進するための組織を設置し、指導・助言を行うなど、地域に おける社会教育推進のための支援に取り組んでいます。

その結果、地域によっては、郷土の歴史を学ぶ講座をきっかけに、地域団体に

よる施設の保存整備活動の輪が広がるなど、「つながりづくり」、「地域づくり」 につながる事例も見られるようになりました。

(2) 地域コミュニティとは

本市では、地域コミュニティは、地域での暮らしをより良いものにし、住民の信頼関係や共同意識を生み出す活動を行う地域の共同体と位置付けています。

現在、小学校区を単位とする市内 2 4 地区で、地区コミュニティ推進協議会や 地域づくり協議会が主体となって、地域が抱える様々な課題の解決に向けた コミュニティ活動に取り組まれています。

また、地域コミュニティは、ふれあいセンター等で開催されるまちづくりサークルや郷土史研究会などの社会教育講座で知識や能力を高めた地域住民の活動・活躍の場としての役割も果たしています。

本市では、あらゆる世代が地域活動に参加することを促す「地域活動の日」を 設けており、この取組を原動力に、地域住民一人ひとりが生き生きと安心・安全 に暮らす地域コミュニティの活性化に引き続き取り組んでいきます。

(再質問)

社会教育法はいつできた法律ですか。

(回答要旨)

戦後の教育改革を進めていく中で昭和24年6月に制定された。

(再質問)

地域コミュニティはいつごろからどのようにして組織されたのですか。

(回答要旨)

昭和 55 年から順次、小学校区単位でコミュニティ推進協議会が組織された。

(再質問)

それぞれ答弁いただいておりますように、社会教育は教育委員会の所管であ り、地域コミュニティの所管は市長部局で所管の部署が違っています。

市内のそれぞれの地区においては、社会教育を推進するために社会教育推進委員会が組織され、地域コミュニティの推進のために地域コミュニティ推進協議会が組織されていますが、いずれの団体も地域が抱える様々な課題の解決に向け、取組がなされています。

地区によっては、構成員が重複しており、活動も重複しているということもあると聞いています。

それぞれの地区の状況や意向に沿った組織づくりができないものかと考えています。今後、検討をしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

(回答要旨)

社会教育推進委員会は、令和2年度にすべての24小学校区にできた。すべての地区の社会教育推進委員会の話を聴いたところ、そのような話が出てきた。しかしながら、社会教育推進委員会が独立して役割を果たしているところもある。それぞれの地域の特色を生かして、市長部局とともに検討していかなければならないと考えている。

質問2 いつでも肯定 叱らない教室について

新聞紙上で、「子供を叱らず、いつでも良い点を見つけて評価する。海外発信のそんな取組が国内の学校で少しずつ広がる。伸び伸びと過ごしてもらうだけでなく、問題行動を減らす効果もあるとされ、褒め言葉があふれる教室に密着した。」ということで、埼玉県戸田市の市立喜沢小の取組が紹介されていました。宇部市においては、宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインが令和5年7月に策定され、今年度中には新しい校則ができることになっている。そのような中、どのように喜沢小の取組がなされているか、研究されるといいのでは

ないかとの質問です。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

(回答要旨)

「いつでも肯定 叱らない教室」として新聞紙上で紹介されたアメリカ発祥の「PBS(ポジティブな行動支援)」は、児童生徒の行動に対して、できていることに着目して「認める、ほめる」ことで、望ましい行動を増やしていく取組です。

本市においても、児童生徒の意欲や主体性を高めていくために、子どもの良いところを認めて伸ばしていくことを指導の基本としており、特に、生徒指導における大切な三つの機能、「まかせる」「ほめる」「うけとめる」を、日常の教育活動に活かしていくことで、児童生徒の自己存在感の醸成やお互いに理解し合える人間関係の育成等に取り組んでいます。

現在、本市では、令和5年7月に策定した「校則見直しに関するガイドライン」に基づき、児童生徒が意見を表明する機会を確保するなど、子どもたちの権利を尊重しながら、全小中学校で校則の見直しを進めています。このガイドラインにおいても、児童生徒が自分のよさや可能性を信じ、よりよい姿に成長していくための教職員から児童生徒に対する働きかけとして、「まかせる・ほめる・うけとめる」ことの重要性を改めて取り上げ、その日常的な実践を促しています。

ご紹介の戸田市の事例を詳しくリサーチして、本市の生徒指導に取り入れることができないか検討するとともに、教職員が、学校生活の様々な場面で、「ポジティブな行動支援」を意識しながら、児童生徒の行動を認め、前向きな声掛けを実践していくことで、望ましい行動を自ら考え、持続的に行動ができる児童生徒の育成につなげていきたいと考えています。

(再質問)

宇部市でも取り組まれているアメリカ発祥の PBS すなわちポジティブな行動 支援についてもう少し詳しくご説明ください。

(回答要旨)

叱るということではなく、できていることに目を向けて、望ましい行動を増や していく。具体的には、できそうな行動目標を設定し、できたときに褒めるとい うポジティブな行動を全ての教員が意図的に行っていくということを聞きまし た。宇部市としてはここまでは徹底しておらず今後、そのあたりを研究していく。

(再質問)

宇部市においても、「まかせる」「ほめる」「うけとめる」という実践は、いつから取り組まれているか。

(回答要旨)

全教職員が意識して始めだしたのが、平成28年ごろからです。

(再質問)

各学校についてどのように取り組まれているか、年間スケジュールなども含めて具体的に教えてください。

(回答要旨)

年間スケジュール的なものはないが、全ての教育活動の中で行っている。

(要望)

私なりに少し調べたところを申し上げますと、喜沢小の取組は、2020年から始め、先生が子供を叱らず、常にポジティブに接し、「望ましい行動」を児童がとればすぐ褒める。秘訣はすぐに、個にあわせた行動や言葉で、具体的にという3点だそうです。転任したばかりの先生は、最初は少し戸惑いがあるが、子供たちの自己肯定感の高さに気づき、褒めることの意義を実感するということです。例外的に厳しく言うこともある。避難訓練のように命に関わる取り組みでふ

ざけたり、いじめにつながりかねない事案が生じたりした場合などとのことです。

廊下を走っている子を叱るのではなく、廊下を歩いている子を褒めることで、 歩く子が増えてくる。

問題行動があった場合、今後取るべき望ましい行動を丁寧に伝えることも大切で、望ましい行動を大人だけの都合で決めないこと。児童生徒と先生が一緒に話し合い、定期的に見直す。

以前は、校内に秩序を整えなければという雰囲気があった。先生の怒鳴り声も しばしば聞こえてきた。先生同士も褒め合おうと呼びかけ、職員室の雰囲気もす ごくよくなり、生徒にアンケートをすると「先生が褒めてくれる」「私は学校が 好きという児童も増えている。

校長先生によると、本年度は一度も学校に来れない「全欠」の児童は一人もいない。

規律を厳格に守り、集団行動がきびきびできる学校が優秀とされる傾向が強いと感じているが、全ての児童が学校生活が楽しい、学びが楽しいと言える学校を目指そうと取り組んでおられるということです。

成功は細部に宿るとも言いますが、是非、喜沢小などの取組を細部まで研究していただき、これからも児童生徒が生き生きと学習ができる学校が増えるよう教育委員会として取り組まれますようお願いします。

以上で報告を終わります。良い新年をお迎えください。